

議案第 15 号

八幡浜市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 28 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市水道事業給水条例の一部を改正する条例

八幡浜市水道事業給水条例（平成 17 年条例第 197 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第 10 条 <u>給水装置</u>の新設、改造、修繕（水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）第 16 条の 2 第 3 項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は<u>撤去をしよう</u>とする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 管理者は、配水管の布設がない場合又は工地上支障があると認めた場合は、<u>前項の規定による</u>申込みを<u>承認しない</u>ことができる。ただし、管理者が必要と認め、<u>かつ、当該申込みを行った者</u>が配水管の布設に要する費用の全部又は一部を負担するときは、この限りでない。</p> <p>3 第 1 項の<u>規定による</u>申込みにより、<u>管理者が必要と認めるときは、利害関係人の同意書又は民法（明治 29 年法律第 89 号）第 213 条の 2 第 3 項に規定する通知をした旨の誓約書の提出を求めることができる。</u></p> <p>(給水の停止)</p> <p>第 35 条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間給水を停止し損害があったときは、これを賠償させることができる。この場合水道利用者は、これを拒むことはできない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 正規の手続を経ないで給水工事をを行い、又は給水装置を使用したとき。<u>(次条</u>に該当</p>	<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第 10 条 <u>給水装置を</u>新設、改造、修繕（水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）第 16 条の 2 第 3 項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は<u>撤去しよう</u>とする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 管理者は、配水管の布設がない場合又は工地上支障があると認めた場合は、<u>工事の</u>申込みを<u>断る</u>ことができる。ただし、管理者が必要と認め<u>申込者</u>が配水管の布設に要する費用の全部又は一部を負担するときは、この限りでない。</p> <p>3 第 1 項の _____ 申込みについて<u>利害関係人があるときは、申込者はその者の承認を得なければならない。</u></p> <p>(給水の停止)</p> <p>第 35 条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間給水を停止し損害があったときは、これを賠償させることができる。この場合水道利用者は、これを拒むことはできない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 正規の手続を経ないで給水工事をを行い、又は給水装置を使用したとき。<u>(第 36 条</u>に該当</p>

する場合を除く。)
(4)・(5) (略)

する場合を除く。)
(4)・(5) (略)

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

民法の一部改正により、「ライフライン設備設置・使用权」が新設されたことに伴い、所要の改正を行うため。